

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた取組の推進				番号	⑬	(千円)					
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
	会計	組織／勘定	項	事項		8 年度 当初予算額			9 年度 概算要求額			
政策評価の対象と なっているもの	外国為替資金特別会計		事務取扱費	外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費		4,575,848			5,438,415			
	外国為替資金特別会計		諸支出金	手数料等に必要な経費		242,052,856			246,279,153			
	外国為替資金特別会計		融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費		772			743			
	外国為替資金特別会計		国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費		1,426,071,170			1,782,729,414			
	小 計				一般会計	<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計		1,672,700,646			2,034,447,725		
	小 計					<		> の内数	<		> の内数	
政策評価の対象となっていないが、 ある政策に属すると整理できるもの	小 計				一般会計	<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計							
	小 計					<		> の内数	<		> の内数	
合 計					一般会計							
						<		> の内数	<		> の内数	
					特別会計		1,672,700,646			2,034,447,725		
						<		> の内数	<		> の内数	

○ 政策目標 6 - 1 : 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。

このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）（以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政6-1-1：外国為替市場の安定

政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画

政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進

政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応

政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）
- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）

政策目標 6 - 1 についての評価結果

政策目標についての評価

S 目標達成

評価の理由

外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、またより厳しさをます国際情勢のなか、対内直接投資審査制度についても適切に見直しを行いました。その上で、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G 7、G 20等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和 7 年度は、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、C M I M 等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及び F A T F 基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 多国間にまたがる政策課題に関しては、G 20 各国や国際金融機関等の多様な主体と連携して対応しています。
-------	---

施策	政6-1-1：外国為替市場の安定
取組内容	為替レートは、経済のファンダメンタルズ（経済の基礎的状况）を反映しつつ、安定的に推移することが重要です。通貨当局として、G 7 / G 20（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行うなど、外国為替市場の安定に向けて取り組みます。 A 外国為替市場の安定化に向けた取組 引き続き関係機関と緊密に連携しつつ、G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている為替相場に対する考え方を踏まえ、国際的な議論に積極的に参画し、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行っていきます。 また、政策当局のより緊密な連携を目的とする、財務省・金融庁・日本銀行からなる国際金融資本市場に係る情報交換会合を引き続き開催し、特に、有事の際には直ちに会合を開催するなど、政府として迅速な対応を行っていきます。 B 外国為替平衡操作実施状況、国際収支等の適切な公表 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表を行っていきます。

定性的な測定指標	
	〔主要〕 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組 (目標の内容) G 7 / G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。

(目標の設定の根拠)

外国為替市場の安定には、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともに G 7 や G 20 といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。令和 7 年 9 月に、これまでの為替政策に関する日米の共通認識等を明確に確認する「日米財務大臣共同声明」を発出しました。また、IMF や AMRO などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。

国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。

上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

[主要] 政6-1-1-A-1 : 外国為替平衡 操作実施状 況、外貨準備 の状況等の正 確かつ適時な 情報の提供 (単位：回)		作成 頻度	年度	令和3 年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	外国為替 平衡操作 実施状況 (月ベース)	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象期間の最終日から 第5営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替 平衡操作 実施状況 (日ベース)	年4回	目標値	4	4	4	4	4 公表四半期の翌々月の第5 営業日までに公表
			実績値	4	4	4	4	4
	外貨準備 等の状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第5 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
	外国為替資 金特別会計 の外貨建資 産の内訳及 び運用収入 の内訳等	年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年度の決算書国会 提出の翌月までに公表
			実績値	1	1	1	1	1
	達成割合			100%	100%	100%	100%	100%
[主要] 政6-1-1-A-2 : 国際収支状況 等の正確かつ 適時な情報の 提供 (単位：回)	国際収支 状況	月1回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月の第6 営業日までに公表
			実績値	12	12	12	12	12
		年1回	目標値	1	1	1	1	1 公表対象年末から5か月以 内に公表

	本邦対外 資産負債 残高		実績値	1	1	1	1	1
	オフショ ア勘定残 高	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌々月末まで に公表
			実績値	12	12	12	12	12
	対外及び 対内証券 売買契約 等の状況	月 1 回	目標値	12	12	12	12	12 公表対象月の翌月の第 6 営 業日まで公表
			実績値	12	12	12	12	12
	達成割合			100%	100%	100%	100%	100%

(注) 国際収支状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm>
本邦対外資産負債残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm>
外貨準備等の状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm>
外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html>
外国為替平衡操作実施状況

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html>
オフショア勘定残高

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm>
対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表）

<https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm>

(出所) 国際局為替市場課

(目標値の設定の根拠)

外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び經常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。

目標の達成度	政6-1-1-A-1: 外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○ 政6-1-1-A-2: 国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供 ○
目標の達成度の 判定理由	外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握や関係者間での緊密な連携に努めました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実

現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和 3 年 10 月より E S G 投資を開始しています。

国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成 26 年に移行した I M F 国際収支マニュアル第 6 版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標と その理由

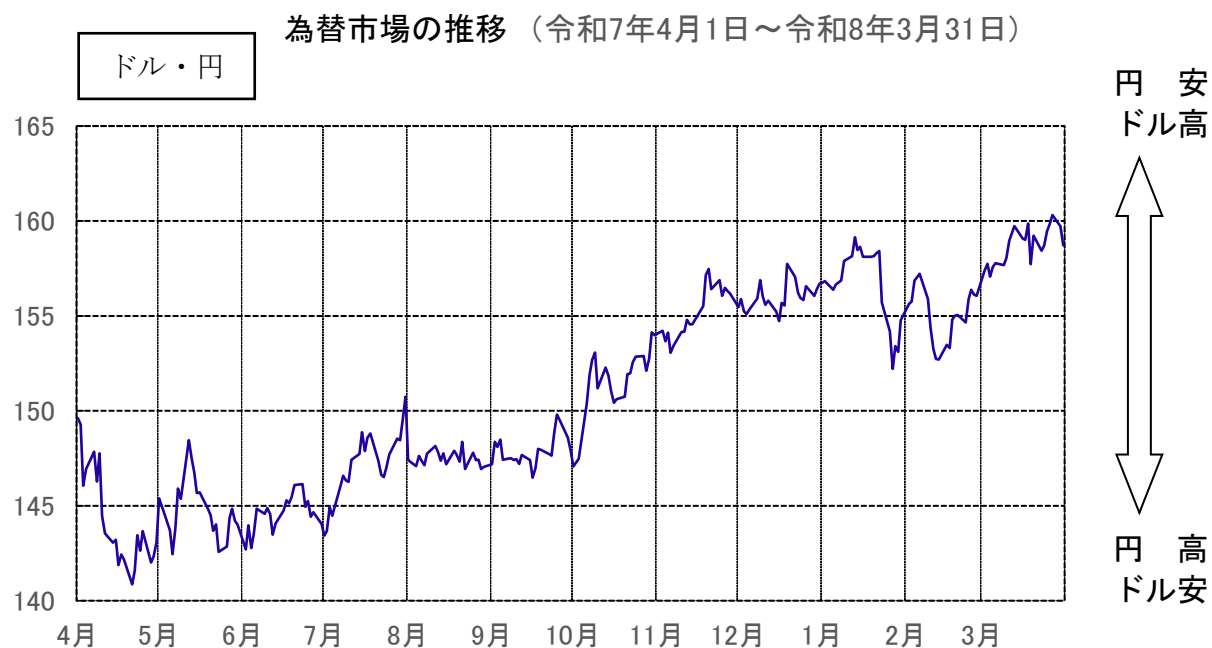
該当なし

参考指標

- 参考指標 1 「為替相場の動向」
- 参考指標 2 「国際収支動向」
- 参考指標 3 「対外資産負債残高」
- 参考指標 4 「外貨準備動向」
- 参考指標 5 「外国為替平衡操作の実施状況」

政 6 - 1 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : 為替相場の動向

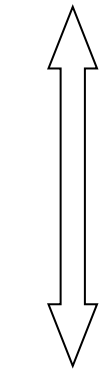


(出所) Bloomberg (日次、NY 終値) より財務省国際局為替市場課作成

	円の最高値	円の最安値	最高値と最安値の変化幅
令和 7 年度	160円44銭 (令和 8 年 3 月 30 日)	139円89銭 (令和 7 年 4 月 22 日)	20円55銭
令和 6 年度	161円94銭 (令和 6 年 7 月 3 日)	140円34銭 (令和 6 年 9 月 17 日)	21円60銭
令和 5 年度	151円97銭 (令和 6 年 3 月 27 日)	130円79銭 (令和 5 年 4 月 6 日)	21円18銭

(出所) 日本銀行 (日次、最高値、最安値) より財務省国際局為替市場課作成

ユーロ・円

円 安
ユーロ 高円 高
ユーロ 安

(出所) Bloomberg (日次、NY終値) より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位: 億円)

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
経常収支	201, 220	91, 094	264, 211	300, 315	345, 218
貿易収支	-15, 043	-178, 716	-34, 825	-30, 309	13, 631
輸出	856, 497	997, 898	1, 023, 767	1, 078, 302	1, 113, 451
輸入	871, 541	1, 176, 615	1, 058, 592	1, 108, 611	1, 099, 820
サービス収支	-48, 936	-53, 964	-32, 401	-31, 365	-38, 777
第一次所得収支	289, 718	354, 124	375, 342	414, 084	422, 809
第二次所得収支	-24, 519	-30, 349	-43, 905	-52, 095	-52, 445
金融収支	180, 296	89, 816	228, 325	255, 309	312, 031
直接投資 (資産)	214, 578	232, 117	293, 492	317, 275	334, 680
" (負債)	38, 134	48, 596	19, 709	46, 117	89, 758
証券投資 (資産)	-48, 851	-68, 195	112, 657	33, 181	52, 041
" (負債)	111, 603	16, 903	27, 268	-212, 404	402, 482
金融派生商品	16, 875	37, 266	75, 729	60, 728	64, 307
その他投資 (ネット)	85, 420	18, 996	-250, 042	-221, 368	298, 964
外貨準備	62, 012	-64, 870	43, 465	-100, 794	54, 280

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 7 年度実績値は速報値。令和 8 年 7 月にデータが更新されるため、令和 8 年度実績評価書に確定値を掲載予定。なお、例年 4 月に過去 3 カ年分の値について年次改定が発生する。

直接投資・証券投資の地域別状況 (国際収支ベース)

(単位: 億円)

		資産 (本邦資本)		負債 (外国資本)	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和 6 年度	317, 275	33, 181	46, 117	-212, 404
	令和 7 年度	334, 680	52, 041	89, 758	402, 482
米国	令和 6 年度	123, 301	135, 750	11, 964	-85, 543
	令和 7 年度	100, 824	34, 351	36, 885	-3, 635

(財務省 7 政 6 - 1)

	EU	令和 6 年度	58,902	-55,037	12,730	-609,429
		令和 7 年度	49,062	-721	11,208	-471,822
	アジア	令和 6 年度	57,289	7,971	17,596	-156,167
		令和 7 年度	57,567	-21,480	18,958	186

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注 1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注 2) 令和 7 年度実績値は速報値。令和 8 年 7 月にデータが更新されるため、令和 8 年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3 : 対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高 (円ベース比較)

	対外純資産額
日本	561兆7,504億円 (令和 7 年末)
アメリカ	▲4,304兆 363億円 (令和 7 年末)
イギリス	▲42兆 227億円 (令和 7 年末)
ドイツ	675兆5,374億円 (令和 7 年末)
フランス	▲155兆4,977億円 (令和 7 年末)
イタリア	63兆9,960億円 (令和 7 年末)
カナダ	205兆3,937億円 (令和 7 年末)
中国	636兆3,391億円 (令和 7 年末)

(出所) 日本 : 財務省資料、その他 : IMF 資料

(注) 日本以外の計数は、IMF で公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4 : 外貨準備動向

(単位 : 百万ドル)

	令和 3 年度末	4 年度末	5 年度末	6 年度末	7 年度末
外貨準備高	1,356,071	1,257,061	1,290,606	1,272,511	1,374,731

(出所) 財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5 : 外国為替平衡操作の実施状況

	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
金 額	0円	9兆1,881億円	0円	15兆3,233億円	0円

(出所) 財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政6-1-2 : 国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画
取組内容	A G 7、G 20等の国際的な議論への参画 強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために、引き続き、G 7、G 20等の枠組みを通じ、各国と一層協働して国際金融システムの安定に向けた取組を進めていきます。 令和 2 年に発生した新型コロナパンデミックや、令和 4 年 2 月以降の国際秩序の根幹を揺るがすロシアによるウクライナ侵略等によって世界経済が多くの困難に直面する中、G 7 及び G 20は、重要な役割を果たしています。ブラジルが議長を務めた令和 6 年の G 20では、国際保健の枠組強化、国際開発金融機関 (MDBs) (用語集参照) の改革や国際通貨

基金（IMF）（用語集参照）の強化を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題への対応、国際課税の2本の柱の迅速な実施等を推進するとともに、気候変動等の課題に対応するための議論を行いました。

イタリアが議長を務めた令和6年のG7では、前年の日本議長下の成果も踏まえ、ウクライナ支援、サプライチェーンの強靱化、多様な価値を踏まえた経済政策の在り方、AIの活用等について議論を行いました。

我が国はこれらの取組・議論に積極的に貢献しており、今後も、世界経済の成長や国際金融システムの安定化に向けて、国際経済協力に向けた取組を牽引していきます。

B 国際通貨基金（IMF）等による国際金融システム安定化の取組への参画

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対し資金支援を実施し、加盟国が危機から脱却する上で極めて重要な役割を果たしています。また、IMFには、危機予防目的の資金支援、経済政策に関する助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発に加え、G7、G20への技術的なインプット等、様々な役割が期待されています。

近年、世界経済が複合的な危機に見舞われており、先行きの不確実性が一層高まっている中、加盟国が直面する課題の対応にIMFが一層貢献できるよう、IMFの融資能力を強化する必要があります。こうした観点から、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMFにおける各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、議決権のシェアは現状を維持しつつクォータを50%増加させる「第16次クォーター一般見直し」が令和5年12月にIMFにて合意されました。これを受け、我が国では、クォータ増資に必要な国内手続として、令和6年4月、衆参両院でIMF加盟措置法改正法案が可決成立しました。

今後も我が国は、IMFの第二の出資国として、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、引き続きその取組に積極的に関与していきます。特に、我が国が主要なドナーであるIMFによる低所得国支援や、加盟国の気候変動等に対する強靱性を高める支援、能力開発の強化に向けた議論に、引き続き積極的に参画していきます。

加えて、IMFが真にグローバルな機関として、その役割を果たすためには、スタッフの多様性確保が重要であり、我が国は、日本人スタッフ増加のための努力も続けていきます。

また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブ（用語集参照）をはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等を牽引していきます（詳細は政6-1-3参照）。

以上のような、G7、G20、IMF等における議論へ積極的に参画することを通じて、国際金融システムの安定化を目指していくことは極めて重要であり、引き続き取り組んでいきます。

定性的な測定指標

【主要】 政6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画

（目標の内容）

G7、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。

(目標の設定の根拠)

国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G 20・A S E A N + 3を始めとする国際的な枠組における議論や、I M F などの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。

【G 7・G 20等】

G 7では、カナダ議長の下、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など国際秩序の根幹を守るために協調して行動し、ロシアへの圧力強化に係る共同声明の発出等、G 7で連携を図りました。また、世界経済・金融市場の動向、重要鉱物のサプライチェーン強靱化を含む経済安全保障、国際課税、金融犯罪等の幅広い議題について、活発な議論を行い、G 7で協働し取組を進めました。令和 8 年 1 月以降は、フランス議長下において、グローバルインバランス等の世界経済における諸課題に関する議論に積極的に参画したほか、緊迫する中東情勢に対応して、世界のエネルギー、金融市場、経済の安定に向け、G 7が緊密な連携を続けていくとのメッセージを迅速に発信しました。

G 20では、世界経済が、貿易政策や地政学的緊張の影響で、高い不確実性に直面する中で、南アフリカ議長が優先テーマとした世界経済・金融市場の動向やアフリカの成長促進、I M F や M D B s を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、これらの議論に積極的に参画するとともに、途上国の債務問題について、「共通枠組」の実施強化や債務透明性の向上など今後の更なる行動への決意を示した「債務持続可能性に関する閣僚宣言」など、G 20における成果物の策定に大きく貢献しました。また、令和 7 年 12 月以降の米議長下の G 20では「成長の阻害要因への対処」「グローバルインバランスの是正」等の議論に積極的に貢献しています。

令和 8 年 1 月には米国主催の重要鉱物財務大臣会合に出席し、脱特定国依存に係る日本の取組を G 7 や同志国に対して紹介するなど国際的な議論を主導するとともに、二国間の枠組として、米国との間で、令和 8 年 3 月には「重要鉱物サプライチェーン強靱性のための日米アクションプラン」を策定するなど、サプライチェーンの強靱化に向けた協力を進めました。

【I M F】

I M F は、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施するとともに、経済政策に関する分析・助言を行うサーベイランス、加盟国政府職員等の能力開発等を担う国際機関です。

本年度も、令和 7 年 6 月及び令和 8 年 3 月の I M F 専務理事訪日や I M F 幹部との政策対話などの機会を通じて、現下の日本の経済政策及び世界経済、I M F 政策等について率

直な意見交換を行いました。令和 8 年 3 月開催の財務省主催国際シンポジウムでは、IMF 専務理事から「変容する世界経済の下での IMF の役割と日本への期待」について講演する場を設け、IMF と日本が一層連携を強化して世界経済、国際金融に係る諸課題の解決に貢献していく旨のメッセージを発信いただきました。

また、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題の解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視点に立ち、IMF のガバナンス及び役割に係る議論に貢献しました。具体的には、加盟国に対する主な貸付原資であるとともに、IMF における各国の投票権シェア等の基礎となるクォータについて、将来のクォータ・ガバナンス改革に係る議論を導くための原則の令和 8 年春会合までの策定に向けた議論に、積極的かつ建設的に貢献しました。加えて、一般資金勘定の純益等を活用した貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金基盤強化に対して日本は自発的貢献を表明するなど、IMF の低所得国、脆弱国支援に関する議論に大きく貢献しました。

IMF の組織の在り方に関しては、IMF の能力を最大限に発揮するために、IMF スタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMF における日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標 6 参照）。

【ASEAN+3 等】

また、アジア地域では、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議等において、CIM における新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を始め、令和 8 年 1 月から、共同議長国として各種取組を主導しました（詳細は政 6-1-3 参照）。

上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	G 7、G20、IMF 等においては、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、国際的な議論・取組に積極的に参画し、国際金融システムの安定に向けた制度強化のための取組に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「国際通貨基金（IMF）への主要国出資」 ○参考指標 2 「IMF の融資状況」 ○参考指標 3 「IMF に対する融資貢献の状況」 ○参考指標 4 「IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況」 ○参考指標 5 「IMF のサーベイランス実施状況」

- 参考指標 6 「IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員等を含む）」
- 参考指標 7 「IMFのセーフティネットの規模」
- 参考指標 8 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」

政 6－1－2 に係る参考情報

参考指標 1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億 SDR）	シェア（％）
米	829.9	17.42
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）IMF 公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR＝約 1.36 米ドル（令和 8 年 3 月現在）。

参考指標 2：IMF の融資状況（令和 8 年 3 月末現在）

（単位：億 SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：37 か国）	918.4
譲許的融資残高（借入国：56 か国）	234.4

（出所）IMF ウェブサイト（<http://www.imf.org>）

参考指標 3：IMF に対する融資貢献の状況（令和 8 年 3 月末現在）

（単位：億 SDR）

PRGT に対する貢献額	92
RST に対する貢献額	41
NAB に対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	191

（出所）IMF 公表統計等

（注）バイ融資は、1 SDR＝約 1.36 米ドル（令和 8 年 3 月現在）で換算。

参考指標 4：IMF のキャパシティ・ビルディングの実施状況

（単位：百万ドル）

	2021 財政年度	2022 財政年度	2023 財政年度	2024 財政年度	2025 財政年度
自己資金	131	101	148	163	163
外部資金	118	141	189	219	226

（出所）IMF 公表統計等

参考指標 5：IMF のサーベイランス実施状況

年度	令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
二国間	126	126	117	134	N. A.
多国間	23	19	17	22	18

（出所）IMF Annual Report 等

（注）二国間の数値は、当該年度の 5 月～4 月（IMF 財政年度上の次年度）の数値に基づく。

参考指標 6 : IMFにおける日本人職員数等 (日本人幹部職員数等を含む)

	令和 3 年 4 月	4 年 4 月	5 年 4 月	6 年 4 月	7 年 4 月
日本人職員数	66 (23)	70 (24)	70 (23)	68 (23)	70 (24)
日本人幹部職員数	5 (0)	7 (1)	11 (3)	11 (4)	11 (4)
日本人比率	2.73%	2.79%	2.68%	2.53%	2.54%

(出所) IMF 公表統計等

(注 1) () 内は女性職員数。

(注 2) 日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上 (B レベル) を指す。

参考指標 7 : IMF のセーフティネットの規模 (令和 8 年 3 月末現在)

(単位 : 10 億 SDR)

出資額	302
NAB	280
バイ融資	105

(出所) IMF ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

参考指標 8 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

			貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓			1,920.0		80.00			1,194.0
中国	中国 (香港除く)	768.0	684.0	32.00	28.50	0.5	342.0	
	香港		84.0		3.50	2.5	84.0	
日本		768.0		32.00		0.5	384.0	
韓国		384.0		16.00		1	384.0	
ASEAN			480.0		20.00			1262.0
インドネシア		91.04		3.793		2.5	227.6	
タイ		91.04		3.793		2.5	227.6	
マレーシア		91.04		3.793		2.5	227.6	
シンガポール		91.04		3.793		2.5	227.6	
フィリピン		91.04		3.793		2.5	227.6	
ベトナム		20.0		0.833		5	100.0	
カンボジア		2.4		0.100		5	12.0	
ミャンマー		1.2		0.050		5	6.0	
ブルネイ		0.6		0.025		5	3.0	
ラオス		0.6		0.025		5	3.0	
合計			2,400.0		100.00			2,456.0

(出所) AMRO ウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策	政6-1-3 : アジアにおける地域金融協力の推進
-----------	----------------------------------

取組内容	アジア地域では、ロシアのウクライナ侵略による食料・エネルギー不安の高まりや、持続的なインフレ圧力による生活コストの上昇や金融環境のタイト化等、地域経済及び金融市場が影響を受けるリスクが存在します。こうしたリスクが顕在化した場合でも地域金融市場の安定を維持するには、平素からの金融協力が重要です。アジア経済が不確実性の高い状況の中で持続的な成長を達成していくためにも、地域金融協力の重要性が改めて認識されているところです。 日本は、A S E A N + 3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等において、チェンマイ・イニシアティブをはじめとする多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論を牽引していきます。 二国間の金融協力についても、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の締結や現地通貨の利用促進のための協力などを引き続き積極的に進めていきます。 A 多国間の地域金融協力 アジアにおける多国間の地域金融協力の枠組みである A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、我が国はこれまで、アジア通貨危機を踏まえ、危機時に外貨資金を相互に融通するためのセーフティネットであるチェンマイ・イニシアティブの設立や機能強化を主導するなど、その議論の進展に積極的に貢献してきました。令和 6 年の A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」の創設に正式に合意しました。我が国は、A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の機会も活用しつつ、アジアの金融安定に向けてチェンマイ・イニシアティブの更なる強化のための議論を主導していきます。 また、A S E A N + 3 域内の経済情勢の監視（サーベイランス）を行う役割を担う「A S E A N + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」（用語集参照）は、サーベイランス業務の負担が増大しつつあることを踏まえて、令和 6 年 7 月に金融分野等のテーマ別サーベイランスを担当する次長級ポストを新設する等、ガバナンスの強化を進めています。日本は、引き続き、AMRO によるサーベイランスやメンバー国向けの技術支援の強化等を支援していきます。 さらに、アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集参照）については、同イニシアティブ開始前の平成14年末と比べ、A S E A N 域内の現地通貨建て債券市場（注）の規模は約 6.8 倍に拡大しており、債券の発行体や債券の種類も多様化しています。新たな 3 年間の中期ロードマップの策定をはじめ、本イニシアティブに積極的に貢献していきます。また、平成22年11月に創設された信用保証・投資ファシリティ（C G I F）（用語集参照）については、現地通貨建て債券への保証を通じて多くの現地通貨建て債券の発行を後押ししていきます（令和 6 年11月15日時点で累計87件、累積保証残高3,685百万米ドル）。これらの取組を通じて、引き続きアジア地域における金融市場の環境整備支援を推進していきます。 災害リスクファイナンス（DRF）イニシアティブ（用語集参照）については、A S E A N 地域の自然災害リスクへの財務強靱性を強化させることを目的とする東南アジア災害リスク保険ファシリティ（S E A D R I F : Southeast Asia Disaster Risk Insurance Facility）（用語集参照）の枠組みにおいて、S E A D R I F 保険会社を設立、ラオスを対象とした災害保険を供与しているほか、中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化
-------------	--

を進めています。令和 5 年 5 月にこうした DRF イニシアティブに係る取組が ASEAN + 3 財務トラックの定例議題に格上げされたことを受け、令和 6 年 7 月には本イニシアティブの議論を効果的にサポートするための事務局が設立されました。また、令和 6 年 9 月に発生した台風 11 号（ヤギ）のラオスへの被害に対して、SEADRIF より災害保険金が迅速に支払われました。引き続き SEADRIF の強化・拡大への貢献を通じて、DRF イニシアティブを積極的に支援していきます。

（注）令和 7 年度事前分析表から、現地通貨建て債券市場の債券残高は、日中韓を除く ASEAN 域内を対象として算出しています。

B 二国間の金融協力

多国間の地域協力の枠組みに加え、二国間の取組も重要です。特に、ASEAN、インド、太平洋島嶼国等のアジア・太平洋地域の国々との経済関係を深めることは、我が国の持続的成長のためにも重要です。

ASEAN + 3 諸国との関係においては、日本は、チェンマイ・イニシアティブの補完として、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、韓国の 6 カ国との間で二国間通貨スワップ契約を締結しています（令和 6 年 12 月時点）。これらの契約を通じて、ASEAN + 3 地域の金融安定強化に引き続き貢献していきます。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、令和 2 年 8 月にインドネシア中央銀行との間で創設された現地通貨の利用促進に係る協力枠組みを令和 3 年 8 月に強化するなど、今後もこれらの取組を強化・拡大することで、各国の現地通貨の利用促進による、同地域の安定的な金融市場の実現に貢献していきます。

インドとは、二国間通貨スワップ契約のほか、次官級の日印財務協議（直近令和 6 年 9 月に開催）等を通じて、資本市場の育成や金融規制について議論に加え、両国のマクロ経済情勢について情報交換を行っています。今後も継続的な協議を通じて二国間協力を推進していきます。

また、太平洋島嶼国との間では、令和 6 年 5 月に初の大規模の会議を開催するとともに、自然災害リスク保険を活用し、災害発生時の迅速な資金供与を支援しています。災害リスクファイナンスを含む適応分野を始めとする、同地域との国際協調を引き続き促進していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力の取組

（目標の内容）

ASEAN + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブや ASEAN + 3 マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）のサーベイランス等の強化、アジア債券市場育成イニシアティブ、DRF イニシアティブ等の地域金融協力を積極的に推進していきます。

（目標の設定の根拠）

アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。

目標の達成度	○
実績及び 目標の達成度の 判定理由	ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、CMIMの強化や、AMROの能力強化、ABMI及びSEADRIFを含むDRF（災害リスクファイナンス）の推進等、令和8年1月からの共同議長国としての各種取組をはじめ、地域金融協力強化のための議論を主導しました。 【CMIM】 CMIMについては、令和7年5月のASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議において、パンデミックや自然災害等の外生ショックに迅速に対応できる「緊急融資ファシリティ」のオペレーション開始に向けた契約書改訂に合意したほか、その資金構造の強化に向けた議論に積極的に参画する等、地域金融市場の強靱性の強化に貢献しました。また、共同議長国としては、CMIMの実効性の更なる向上に向けた議論を推進しています。 【AMRO】 AMROについては、地域の経済・金融の安定に向け、サーベイランス等、更なる機能強化に向けた議論に積極的に参画したほか、メンバー国向けの技術支援の強化にも取り組みました。また、共同議長国として、IMFを含む他の国際機関との連携を一層促進し、より効果的な役割を果たせるよう、議論を推進しています。 【ABMI】 ABMIについては、現行のロードマップを基に、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。さらに、共同議長国として、取組の対象を金融市場にまで拡大した新たなロードマップ策定の議論を主導しています。 【DRF】 DRFについては、令和7年5月のASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁会議における、DRFイニシアティブの新たなロードマップ策定に向けて、「災害リスクファイナンス（DRF）・イニシアティブ事務局」や各国とも連携しつつ、共同議長国として議論を主導しました。加えて、令和8年8月以降のASEAN+3におけるDRFイニシアティブの恒久事務局としてのADBへの移管による実施体の強化に向けて、共同議長国として議論を主導しました。また、令和7年5～8月にかけて発生したラオス国内の洪水・豪雨被害にあたっては、SEADRIFによる迅速な保険金支払いを通じて、同国の早期復旧支援に貢献しました。 このほか、共同議長国下において、クロスボーダー決済に取組を新たに優先議題として取り上げ、AMROと連携し、各国への政策提言を見据えたレポートの作成を主導しました。 上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組

(目標の内容)

金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ契約の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。

(目標の設定の根拠)

アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域金融の安定・各国との関係強化を図る上で重要なためです。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

二国間金融協力について、ASEAN諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、令和7年12月にインドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組を更新しました。

韓国との間では、令和8年3月に10回目となる「日韓財務対話」を開催し、世界・地域経済、経済安全保障、及び多国間・二国間の協力等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

また、インドとの間では、二国間通貨スワップ契約（用語集参照）の更新を行いました。

豪州との間では、レアアース供給の安定化等の共通の課題について当局との意見交換を行いました。また令和7年11月に第19回目となる「日豪経済対話」を開催し、対内直接投資審査制度や太平洋島嶼国支援等について意見交換を行い、両国間の協力関係を一層深めていくことを確認しました。

太平洋島嶼国との間では、令和7年5月に「第2回日・太平洋島嶼国財務大臣会議」を初めて開催し、太平洋島嶼国が直面する開発課題や今後の協力可能性について議論を行い、本会議の定例化に合意したほか、パプアニューギニアを訪問し、当局との意見交換を行いました。併せて、世銀コルレス銀行関係のプロジェクトにおける集中決済機関の検討にあたって、日本主導で米国、豪州及びNZと議論を行いました。

上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-3-A-1：ASEANにおける
現地通貨建て債券による資金調達
の状況（現地通貨建て債券市場の
債券残高の対前年比）

年度

令和3年度

4年度

5年度

6年度

7年度

目標値

-

100%
以上100%
以上100%
以上100%
以上

実績値

107.1%

104.8%

108.2%

107.4%

110.2%

	(注 1) 年末時点及びその前年末時点の A S E A N における現地通貨建て債券の残高について、同一の為替レート(当該暦年末時点の為替レート)により米ドル換算し、対前年比を測定。 (注 2) 過去データ掲載のなかったカンボジア、ラオス、ブルネイの債券残高が Asian Bonds Online (A B O) 上で閲覧可能となったため、令和 7 年度事前分析表より上記 3 国を含め、対前年比を測定。 (注 3) 令和 7 年度の実績値については、現在公表されている数値に基づく暫定値。 (出所) A B O (令和 7 年 6 月 5 日時点の公表値) (目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点から、現地通貨建て債券の発行を促進することが重要であるため、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比 100% を目標値として設定します。
--	--

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比 100% 以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	地域金融協力については、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、共同議長国としての役割も含め、A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスを通じた地域セーフティネットの構築やアジア債券市場の育成等に積極的に取り組み、また、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額」(再掲) ○参考指標 2 「日本—AMRO 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数」 ○参考指標 3 「アジア諸国との二国間通貨スワップ契約」 ○参考指標 4 「サーベイランスの実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む)) 」

政 6－1－3 に係る参考情報

参考指標 1 : チェンマイ・イニシアティブのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲 (政 6－1－2 : 参考指標 8)】

参考指標 2 : 日本—AMRO 特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
11	13	13	10	10

(出所) 国際局地域協力課調 (令和 8 年 3 月時点)

参考指標 3 : アジア諸国との二国間通貨スワップ契約

	インド ネシア	フィリピン	シンガ ポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和 6 年 10月14日	令和 7 年 1 月 1 日	令和 6 年 5 月21日	令和 6 年 7 月23日	令和 5 年 9 月18日	令和 8 年 2 月28日	令和 5 年 12月 1 日
スワップ額	日→尼： 227.6億ドル 相当	日→比： 120億ドル 相当	日→星： 30億ドル 相当	日→泰： 30億ドル 相当	日→馬： 30億ドル 相当	日→印： 750億ドル 相当	日→韓： 100億ドル
	—	比→日： 5億ドル	星→日： 10億ドル	泰→日： 30億ドル	馬→日： 30億ドル	印→日： 750億ドル 相当	韓→日： 100億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和 8 年 3 月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (A S E A N + 3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
3	3	2	3	3

施策	政6-1-4: テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応
取組内容	国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動や現在の核不拡散体制に対する大きな脅威である北朝鮮の核開発等の問題や、足下のロシアによるウクライナ侵略は、国際社会全体の課題です。これらの課題に対処するため、関連した資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止するとともに、各種の金融制裁措置によりこれらの国々に対して圧力をかけることも重要となっています。 このような観点から、財務省としては、国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づき、様々な制裁措置を講じてきました。例えば、テロ資金や北朝鮮の核・弾道ミサイル・大量破壊兵器関連の計画等に関し、制裁対象者に対する資産凍結等措置や資金移転防止措置を講じています。加えて、令和 3 年 6 月以降、国連安保理制裁委員会により資産凍結等の対象となるタリバーン関係者等を指定する決定が行われた場合には、関係省庁と連携の上、当該決定から 24 時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を講じています。さらに、令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略を受け、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等や、対外直接投資規制、サービスの提供に係る規制等の措置を機動的に実施しています。今後とも、関係各国や関係省庁、金融機関等との連携体制及び調査・分析機能の強化を図るなどし、当該措置を適時に実施していきます。 また、F A T F (金融活動作業部会) (用語集参照) や G 20 等の国際的な枠組みに積極的に貢献し、国際社会と協調して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、大量破壊兵器の拡散活動への資金供与への対策 (以下「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」といいます。) に関する F A T F 基準の履行等を推進していきます。国内のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策については、引き続き、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」の枠組みを活用しつつ、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」(令和 4 年 5 月) に沿って、関係省庁等と協力して着実に取り組んでいきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、資金移転の仲介等を行う金融機関等に対して、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインに基づき、検査の効率性及び有効性を高めることに留意しつつ、外国為替検査を実施していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際的な枠組みの中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等

（目標の内容）

国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。

また、令和 4 年 5 月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」や、令和 6 年 4 月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F 基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。

更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。

（目標の設定の根拠）

国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

【外為法に基づく措置等】

国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。

- ・ テロリスト等に対しては、平成13年 9 月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和 7 年度においては、4 個人を追加、5 個人・団体を措置の対象から削除し、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計540個人・団体となりました（参考指標 1 参照）。
- ・ 北朝鮮及びイランに関しては、F A T F 全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き適切な対応を求めました。
- ・ 令和 7 年 9 月には、国連安保理決議に基づきイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として指定された個人・団体に対する資産凍結等の措置を

実施するとともに、イランの核活動等に関連する活動及び大型通常兵器等の供給等に関連する活動に寄与する目的で行われる資金移転を防止する措置を実施しました。

- ・ 令和 4 年 2 月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及び特定の銀行等に対する資産凍結の措置を累次に亘り実施しており、令和 7 年度も引き続き、令和 7 年 9 月に措置を実施しました。特に、G 7 を始めとする主要国と協調し、ロシアのウクライナ侵略を支えるための軍事協力に關与した者への資産凍結の措置を実施したほか、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ制度）の迂回に關与した第三国の団体に対する資産凍結の措置や、プライス・キャップ制度の下、ロシア産原油に係る上限価格の引下げを実施しました。

【F A T F 基準の履行等】

F A T F の枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担う F A T F の関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、F A T F 非加盟国の F A T F 基準の履行確保を担う F A T F 型地域体の支援等を行っており、特に共同議長を務めている（令和 6 年 9 月～）A P G が行う活動を支援しており、令和 7 年 8 月には A P G の年次総会を東京で開催（40 以上の国・地域や国際機関から約 450 名が参加）しました。
- ・ 国内では、令和 3 年 8 月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026 年度）」（令和 6 年 4 月）等に沿って対策を推進しています。また、F A T F 第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和 4 年 12 月に成立した F A T F 勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和 6 年 3 月に作成し、F A T F が公表した拡散金融に関する報告書や安保理決議によるイラン制裁の再適用などを受け令和 7 年 12 月に更新しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行のため、「外国為替取引等取扱業者のための外国為替法令等の遵守に関するガイドライン」に基づき、117 件の外国為替検査を行いました。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計 294 の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより

把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。

また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。

上記に関する事項も含め、令和 7 年度は、経済制裁措置の実効性の確保及び F A T F 基準の着実な履行に係る説明会を 15 件実施しました。

上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	3	2	1	2	1
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	3	2	1	2	1

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。

目標の達成度

○

目標の達成度の判定理由

制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示 1 件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。

定量的な測定指標

政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況	年度		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
	オ フ サ イ ト ・ モ ニ タ リ ン グ の 実 施 件 数	目標値	238	226	223	220	213
		実績値	223	220	213	212	294
	外国為替検査の実施件数	目標値	90	110	104	100	114
		実績値	85	116	104	97	117

(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。

(目標値の設定の根拠)

制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢の状況を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和5年度の実績を参考に目標値を設定しました。外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性も踏まえた金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、検査計画を策定しています。

目標の達成度	・ オフサイト・モニタリングの実施件数 ○ ・ 外国為替検査の実施件数 ○
目標の達成度の判定理由	令和7年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和5年度の実績値を参考に設定した目標値(213件)を大きく上回りました。これは令和6年4月から外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインが適用され、資金移動業者及び暗号資産交換業者も同ガイドラインの対象とされたことを踏まえ、これらの業者をオフサイト・モニタリングの実施対象先に加えたことが主な要因であり、両業種を含む全ての実施対象先(294機関)に対して、オフサイト・モニタリングを実施したことから、達成度は「○」としました。 また、外国為替検査の実施件数について、令和7年度の目標値を114件としていましたが、実績値は117件となり、目標値を上回りましたので、達成度は、「○」としました。

定量的な測定指標						
政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況	年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	目標値	12	12	12	12	12
	実績値	16	13	16	16	15
(目標値の設定の根拠) 外為法令等遵守に係る説明会については、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題や外国為替検査等で特定した課題等に関する事項も含め、外為業務の取扱いを行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体等が会合等を主催する機会や、オンラインを活用して実施しており、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。

施策についての評価	s 目標達成
-----------	--------

評価の理由	国際金融システムの濫用を通じた不正な行為・取引を防ぐために、上記「実績及び目標の達成度の判定理由」に記載のとおり、外為法に基づく制裁措置及びF A T F 基準の着実な履行等を実施しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
-------	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標 3）】」 ○参考指標 2 「F A T F 関連会合への出席回数」 ○参考指標 3 「F A T F 基準に係る研修等への参加状況」 ○参考指標 4 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数」

政 6 - 1 - 4 に係る参考情報

参考指標 1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総 5 - 1：参考指標 3）】

参考指標 2：F A T F 関連会合への出席回数

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
出席回数	55	68	60	71	62	61

参考指標 3：F A T F 基準に係る研修等への参加状況

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
参加回数	2	2	3	2	9	6
参加人数	14	15	18	17	33	14

参考指標 4：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
開催回数	-	2	2	2	2	2

施策	政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
取組内容	我が国への対内直接投資は、我が国経済の健全な発展に寄与するものである一方、投資を通じて、国の安全等に関わる技術情報の流出や事業活動の喪失といった事態につながるおそれを生じうるものです。かかる観点から財務省としては、外為法に基づき、投資の自由を原則としつつ、一定の対内直接投資については国の安全等の観点から事前に審査する制度を設け、こうした懸念に対応しています。

昨今、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資の促進はその重要性が一層増す一方、諸外国において自国の安全等を損なうおそれのあるものについて対応を強化する動向がみられるところです。こうした状況も踏まえ、外為法の下で、国内関係省庁と連携し、政府全体として審査能力の底上げ・事後モニタリングの実効性強化を図るほか、外国当局との情報交換の連携を引き続き進めていきます。加えて、地方企業等に対する投資の動向にも目配りできるよう、財務局も含め情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、執行体制の一層の強化を図っていきます。これらにより、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めていきます。

また、投資家の利便性向上の観点から、オンラインにより事前届出を提出できるよう対応したところですが、関係省庁と連携しつつ、e-Govを利用して一連の手続きをオンラインで完結できるよう検討を進めます。加えて、対内直接投資審査制度の内容の周知・徹底を図るために市場関係者等の正確な理解に寄与する情報提供を行うことで、円滑かつ着実に対内直接投資審査制度を運用していきます。

定性的な測定指標

〔主要〕 政6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組

（目標の内容）

迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。

（目標の設定の根拠）

安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。

目標の達成度

○

実績及び 目標の達成度の 判定理由

国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、対内直接投資審査制度が果たすべき役割は一層重要になっています。健全な対内直接投資の促進と経済安全保障の確保を両立させるため、実効性のある対内直接投資審査制度の整備・運用に取り組みました。

- ・ 対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に制度の見直しが行われ、国内外の行政機関との間で情報を交換・連携するための規定が整備されました。これを踏まえ、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。
- ・ また、安全保障に関連する技術等の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家や、当該投資家に準ずる外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限するための改正政省令を公布（令和 7 年 4 月 4 日）・施行（令和 7 年 5 月 19 日）しました。

	安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある対内直接投資に対して適切に対応するため、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を令和 8 年 3 月 17 日に閣議決定し、国会に提出しました。本法案は、国の安全等に係るリスクを軽減するための措置を外国投資家の事前届出事項に追加するとともに、日本企業の株式を保有する外国法人を別の外国投資家が買収すること等を通じて、間接的に日本企業の株式を取得する行為を規制対象に加えるほか、いわゆる日本版 C F I U S 創設のため、審査等において必要な場合に、安全保障関連部局を含む関係省庁間での連携を義務付ける等の改正を行うものです。 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。
--	--

施策についての評価	
	s 目標達成
評価の理由	対内直接投資審査制度に関して、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 また、外国政府等との契約や外国の法令等により外国政府等による情報収集活動に協力する法的義務を負う外国投資家等について、対内直接投資等及び特定取得に係る事前届出の特例（免除制度）の利用を制限する政省令改正を行うとともに、「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」を国会に提出する等、対内直接投資審査制度の高度化に取り組みました。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標 1 「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標 2 「対内直接投資審査制度にかかる説明会の回数」

政 6 - 1 - 5 に係る参考情報

参考指標 1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5 - 1：参考指標 4）】

参考指標 2：対内直接投資審査制度にかかる説明会の回数

	令和 7 年度
開催回数	15回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G 7 や G 20 等で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内
---------	--

	で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 や G 20 等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMF による脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMF が世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立った IMF の役割にかかる議論を積極的に喚起していきます。 ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMRO の強化及び ABMI、DRF を推進していきます。また、ASEAN 諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を実施していきます。 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画 (2024-2026 年度)」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和 4 年 2 月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連政省令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上に取り組みます。さらに業務効率化等の観点から、関係省庁と連携しつつ、一連の手続きをオンラインで完結できるよう新システムの導入に向けた検討を進めていきます。 また、令和 7 年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。
財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見	該当なし
政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ の他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
前年度の政策評価結果 の政策への反映状況	G 7 や G 20 で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関し

ては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。

世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7 やG 20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。

国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFが世界経済の構造変容に適応し、加盟国の抱える課題解決に一層効果的に対応できるよう、長期的視野に立ったIMFの役割にかかる議論を積極的に喚起しました。

ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMI、DRFを推進しました。また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において関係省庁間で合意した「行動計画（2024-2026年度）」等に基づき、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和4年2月以降のウクライナ情勢に鑑み、G 7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの個人・団体等に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施しました。併せて、政策課題の重要性を踏まえた制度の実効性の確保等、状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、対内直接投資審査制度にかかる関連法令等の適切な整備や、より一層の関係機関の連携強化を通じた、事後モニタリングを含めた執行能力の向上を行いました。

また、令和6年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和5年度	6年度	7年度	8年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	918,329,543 千円	1,016,558,268 千円	1,245,179,709 千円	1,672,700,646 千円	
	(項) 事務取扱費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円	
	(事項) 外国為替市場及び国際金融システムの安定に必要な経費	2,374,668 千円	2,485,438 千円	2,599,939 千円	4,575,848 千円	
	(項) 諸支出金	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円	
	(事項) 手数料等に必要な経費	426,363,595 千円	524,922,719 千円	454,022,607 千円	242,052,856 千円	

	(項) 融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	749 千円	751 千円	848 千円	772 千円	
	(事項) 融通証券事務取扱費の財源の一般会計へ繰入れに必要な経費	749 千円	751 千円	848 千円	772 千円	
	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円	
	(事項) 国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費	489,590,531 千円	489,149,360 千円	788,556,315 千円	1,426,071,170 千円	
	補正予算	—	—	—		
	繰越等	△49,222千円	—	N. A.		
	合 計	918,280,321 千円	1,016,558,268 千円	N. A.		
執行額		160,266,824 千円	352,002,518 千円	N. A.		

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注) 令和 7 年度「繰越等」、「執行額」等については、令和 8 年 11 月頃に確定するため、令和 8 年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和 8 年 6 月
-------	--------------------------------	----------	------------